

議案第10号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の新設について

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の新設について、別紙のとおり議決を求める。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第 号。以下「条例」という。）別表第1の教育委員会規則で定める事務を定めるものとする。

(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)

第2条 条例別表第1の4の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する保護者等をいう。）の経済的負担の軽減を図るために交付する特別支援教育就学奨励費の受給資格の認定に関する事務
- (2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務
- (3) 県立高等学校において教育を受ける生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務

(授業料の徴収に関する事務)

第3条 条例別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

本議案は、平成28年2月定例会議案第34号「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例」（以下「条例議案」という。）が可決され、鳥取県知事により公布されることを前提としておりますので、条例議案又は条例議案に対する修正議案が可決され、鳥取県知事により公布された場合に効力を有することとなります。（本議案に係る新設規則については、本議案議決後、教育委員長による公布が行われることにより、公布日に施行となります。）